

# 岩手書道協会規約

## 第1章 総 則

第1条 本会は岩手書道協会と称する。

第2条 本会の事務局を会長の定める所におく。

## 第2章 目的事業

第3条 本会は、会員相互の研鑽と親睦により、書美の追求と県書道文化の普及発展に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
展覧会、講習会、研究会、会報発行、その他必要な事業。

## 第3章 会 員

第5条 本会の会員になろうとする者は、年度会費を納入し、「岩手書道協会入会申込書」（別紙1）を事務局に提出するものとする。

第6条 会員は、本会が定めた年度会費等を納入する。

第7条 会員は、本会の主催する展覧会、講習会等に参加できる。

第8条 会員は、住所、氏名、雅号、電話番号等の変更があった場合は、「住所変更届」（別紙2）をすみやかに事務局に提出するものとする。

第9条 会員が退会しようとするときは、「退会届」（別紙3）を事務局に提出するものとする。

2 会員であってその義務に違背し、又は会員の体面を著しく失すると認められる行為があったときは理事会の決議を経てこれを除名することがある。

3 会員であって本会を退会するときも既納の金品は返還しない。

4 退会の際は、未納の会費等は納入するものとする。

## 第4章 賛助会員

第10条 市町村ごとに組織された「書道協会（書道協議会）等」及び「任意の書道団体（書道研究会）等」（以下「賛助会員」という。）が、本会の賛助会員になろうとする場合は、年度会費を納入し「岩手書道協会団体入会申込書」（別紙4）を事務局に提出するものとする。

第11条 賛助会員は、本会が定めた年度会費等を納入する。

第12条 賛助会員が開催する講習会等に、本会の役員を講師として希望する場合は、本会から無償で派遣する。

2 賛助会員の代表者1名は総会に出席できる。

第13条 賛助会員は、その名称、代表者名、連絡先等に変更があった場合は、すみやかに事務局に届け出るものとする。

## 第5章 役員等

第14条 本会は次の役員をおく。

顧問…若干名 参与…若干名 会長…1名  
副会長…若干名 理事…若干名

2 本会の事業及び会の円滑な運営を図るため、書協展審査会員、事務局長、事務局員、監事をおく。

書協展審査会員…若干名 事務局長…1名 事務局員…若干名  
監事…2名

第15条 役員及び事務局員等の選出は、次による。

- (1) 会長、副会長、理事は、理事会の推挙に基づき総会において決定する。
- (2) 顧問、参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。
- (3) 書協展審査会員は理事会の推挙に基づき、総会において決定する。
- (4) 事務局長、事務局員は、会長が委嘱する。
- (5) 監事は理事会の推挙に基づき、総会において決定する。

第16条 役員及び書協展審査会員等の任務を次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順位により副会長がその職務を代理し又はその職務を行う。
- (3) 理事は、会長、副会長と共に理事会の構成員となり、本会の会務を審議し、かつ、会長の命を受けて会務を分担する。
- (4) 理事は、岩手芸術祭美術展書道部門及び岩手書道協会展の審査にあたる。
- (5) 顧問は、本会を理解する本県関係の有識者及び本会の特別功績者とする。
- (6) 参与は、本会の功績者及びこれに準ずる者とする。
- (7) 書協展審査会員は、岩手書道協会展の審査にあたる。
- (8) 事務局長及び事務局員は、事務局を構成し本会の事務を行う。
- (9) 監事は会務の監査を行う。

第17条 役員任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第6章 会議

第18条 本会は次の会議をもつ。

- (1) 総会 年1回、会長がこれを招集する。ただし、理事会で必要と認めるときは、臨時に開くことができる。
- (2) 理事会 本会は協議機関とし、必要に応じてこれを招集する。
- (3) 検討委員会 本会の運営上、必要に応じてこれを組織し招集する。
- (4) 実行委員会 本会の事業執行上、必要に応じてこれを組織し招集する。
- (5) 事務局会議 本会の事務執行上、必要に応じてこれを招集する。

第19条 本会の会議は、その出席者の過半数によって決める。

## 第7章 会費会計

第20条 本会の会費は、次のとおりとする。

区 分	年 度 会 費
会 員	4,000円
書 協 展 審 査 会 員	6,000円
理 事	8,000円
賛 助 会 員	10,000円

- 2 当該年度会費は、6月末日までに納入しなければならない。
- 3 納入方法は、銀行口座からの引き落とし又は郵便振り込み等による。
- 4 理事、書協展審査会員に師事している会員は、理事、書協展審査会員を通じて納入することができる。

第21条 本会の経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第22条 会費を2年連続滞納した場合は、退会の意思あるものとみなす。

- 2 滞納した会費は、納入しなければならない。
- 3 会員として継続する場合は、その旨意思表示するものとする。

第23条 事業・会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第8章 補 則

第24条 本会の運営に関する細則は、理事会の決議を経て別に定める。

第25条 本規約外に生じた事項は、理事会において処理する。

第26条 本規約の改正は、総会の承認を要する。

付 則

- 1 本規約は、平成11年3月31日から施行する。
- 2 第14条に規定する役員名称については、平成11年度総会日までは、本規約改正前の役員名称を使用する

付 則

- 1 本規約は、平成14年4月1日から適用する。

付 則

第10条 この規約は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

第14条 この規約は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

第20条 この規約は、平成30年4月1日から適用する。